# 北海道ケアラー支援条例【概要】

令和4年4月1日 施行

# 目的(第1条)

ケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

# 定義(第2条)

- (1) ケアラー
- … 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- (2) ヤングケアラー
- … ケアラーのうち、18歳未満の者
- (3) 関係機関
- … 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、 児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラ ーに関わり、又は関わる可能性がある機関
- (4) 支援団体
- … 地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援を行うもの

# 基本理念(第3条)

- (1) ケアラー個人の尊重、社会からの孤立防止
- (2) ケアラーの年齢や置かれている状況等に応じた適切な支援
- (3) 道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が連携した支援
- (4) 家族(要介護者)とケアラーへの一体的な支援
- (5) 子どもの権利・利益の尊重、教育の機会確保

# 道の責務、道民・関係機関等の役割(第4~9条)

- (1) 道:地域の実情に応じた施策の実施、市町村への助言・支援
- (2) 道民:ケアラー支援の必要性の理解、行政・各機関等への協力
- (3) 事業者:従業員の勤務への配慮・情報提供など必要な支援
- (4) 関係機関:業務を通じたケアラー支援の必要性の把握・支援
- (5) 支援団体:適切かつ効果的な支援、行政・各機関等への協力

ケアラー支援に関する基本的施策(第 10~15 条)

# 推進計画の策定

ケアラー支援を総合的かつ計画的に推進



- ① 普及啓発の促進
- 2 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等
- 3 ケアラーを支援するための地域づくり

# 北海道ケアラー支援推進計画【概要】

令和5年4月1日 開始

#### 計画の概要

○ 目指す姿:条例の目的である「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らす ことができる地域社会の実現」を目指す。

目

標

- 〇 位置付け:北海道ケアラー支援条例第10条第1項の規定による「推進計画」として定める。
- 〇 計画期間:令和5年(2023年)4月から令和8年(2026年)3月までの3年間(第1期)

#### 計画推進のための基本的事項

- 〇 基本テーマ: 『 ケアラーとそのご家族を地域社会全体で支えるまちづくり 』
- 〇 計画の基本理念

※条例の基本理念

に沿った内容

- 1. 個人の尊重と孤立の防止
- 2. 年齢や環境に応じた適切な支援
- 3 相互連携による地域全体での支援
- 4. ケアラーとその家族への一体的な支援
- 5. 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮

〇 計画の基本的施策

※条例の基本的施策 に沿った内容

- 1. 普及啓発の促進
- 2. 早期発見及び相談の場の確保
- 3. ケアラーを支援するための地域づくり

#### 具体的取組・数値目標

具体的

取

組

具体的

取

#### 基本的施策 1

普及啓発の促進

✓ ケアラー支援推進月間の設定(毎年11月)

- ✔ ポスターやリーフレット等による啓発
- ✓ ホームページやSNSを活用した情報発信
- 具体的取 ✓ シンポジウムやフォーラムの開催 等

● ケアラーに関する道民の認知度【よく知っている:50%以上】

- 値 ② ヤングケアラーに関する児童生徒の認知度【熔細っている:50%以上】
- 目 ■ おングケアラーの相談窓口に関する児童生徒の認知度【知っている:50%以上】
- ◆ イングケアラーに関する学校の認知度【知っており燃している: 100%】

#### 基本的施策 2

早期発見及び 相談の場の確保

- ✓ 関係職員向け研修の実施
- ✔ ヤングケアラー専門相談窓口の設置
- **✓** ヤングケアラーコーディネーターの配置
- ✓ SSW·SC派遣の重点化 等

#### ⑤ ケアラー支援の人材育成【受講者数:延べ3,000人】 数

- 6 ヤングケアラー支援の人材育成【受講者数:延べ2,400人】
- → 相談支援体制の構築と窓口の明確化【全市町村で構築】
  - ❸ 分野横断的な連携・協議体制の設置状況【全市町村で設置】

#### 基本的施策 3

ケアラーを支援する ための地域づくり

- ✓ 地域住民や事業者への意識啓発
- ✓ 介護者サロンなどの交流拠点の整備促進
- ✓ 公的支援やサービスの周知と利用勧奨
- 市町村へのアドバイザー派遣

9 交流拠点の整備状況【全市町村で整備】

- 🕕 活用可能な社会資源の周知【全市町村で実施】 値
  - 地域アドバイザーの養成【各圏域ごとに1名以上】

※ **⑦**~**⑩**は、市町村での取組を期するもの



# 北海道ケアラー支援条例及び北海道ケアラー支援推進計画 関連事業 【概要】(R5 年度)

目的

条例に掲げる「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」を目指し、条例及び推進計画の基本的施策に基づくケアラー支援に関する取組を推進する。

# 普及啓発の促進

## ケアラー支援推進月間の設定

毎年 11 月を「推進月間」に位置付け、 重点的に啓発活動を展開

#### 啓発資材の作成・配布

啓発動画、児童生徒向けハンドブック、 推進月間の周知カード等

## シンポジウム等の開催

ケアラー支援に関する理解を深めるためのシンポジウム等を開催

#### 多様な媒体による広報

ホームページやSNSなどの活用 包括連携協定を結ぶ企業等との協働

# 早期発見及び相談の場の確保

## ケアラー関係職員向け研修

**ケアラー全般の関係職員等を対象** 「**ケアラーサポーター**| ※14 カ所開催

#### ヤングケアラー関係職員向け研修

児童福祉分野・教職員等を主に対象 「ケアラーサポーター」※14カ所開催

## ヤングケアラー専門相談窓口の設置

来所相談のほか、電話・メール・SNS など多様な方法で対応

#### 

適切な支援に繋ぐため、学校等と相談先 との調整や連携を促進 ※8 カ所配置

#### SSW・SC 派遣の重点化

支援が必要な生徒の在籍校への重点的 なアウトリーチの取組

# ケアラーを支援するための地域づくり

#### 市町村へのアドバイザー派遣

市町村におけるケアラー支援体制の構築に向けた助言などによる支援

#### オンラインサロンの開設

ヤングケアラー同士が交流し、互いに悩 みや経験などを共有

#### 地域アドバイザーの養成

地域特性などをよく知るアドバイザー 役を圏域ごとに養成

#### 連絡協議会の設置

教育・福祉関係者がセミナーや協議等を 通じて、地域における連携体制を構築